



長野県報

12月 6 日 (月)
平成 16 年
(2004年)
第 1616 号

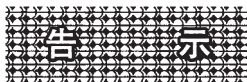
目 次

告 示

事務処理規則による平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等の指定（人事活性化チーム）	1
都市計画事業の事業計画の変更認可（水環境課生活排水対策室）	1
養鶏振興法に基づくふ化業者の登録（畜産課）	2
保安林予定森林（森林保全課）	2
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧（河川課）	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3

公 告

一般競争入札（管財課）	4
家畜伝染病発生の報告（畜産課）	4
土地改良区の定款変更（土地改良課）	4
平成17年度及び平成18年度において県が発注する森林整備業務に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の審査（林政課）	4
景観形成住民協定の認定（建築管理課）	5
長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰（教育振興課）	5



長野県告示第637号

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の5の(2)の規定により、平成16年度において地方事務所長に交付の権限を委任する補助金等を次のとおり指定します。

平成16年12月 6 日

長野県知事 田 中 康 夫

食農教育地域活動支援事業補助金交付要綱（平成15年4月17日付け15農政第420号農政部長通知）の規定に基づく補助金

人事活性化チーム

長野県告示第638号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年12月 6 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 施行者の名称
千曲市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
千曲都市計画下水道事業 千曲市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成4年3月2日から
平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
更埴市の平成4年長野県告示第153号、平成7年長野県告示第686号、平成9年長野県告示第246号、平成10年長野県告示第166号及び平成12年長野県告示第28号及び平成14年長野県告示第602号、戸倉町の平成5年長野県告示第133号、平成10年長野県告示第167号、平成12年長野県告示第334号及び平成14年長野県告示第258号、上山田町の平成5年長野県告示第717号、平成7年長野県告示第464号、平成9年長野県告示第18号、平成10年長野県告示第418号、平成12年長野県告示第159号及び平成13年長野県告示第540号の事業地に、千曲市大字寂蔭字土腐尻、越上り、清水、小土腐、高河原、大土腐、行人塚、中島、西町頭、東町頭、伊勢宮、入淀及び大明神並びに大字中字堰尻、前久保、土手内、上東河原及び十二木並びに大字新田字東林房、来光塚及び中村浦並びに大字杭瀬下字下東林房及び上東林房並びに大字粟佐字下新田並びに大字屋代字代官河原及び升ノ浦並びに大字桑原字小坂、小坂西、治田沖及び返町並びに大字八幡字中道南、大伝寺、花免、前川原、上中島、社地川原、一本木、

中島、五人新田、井新田、八日市場、宮川、蛭坪、中川原、東篠、北田、下吉野、西久保、北原、上川原、代、上ノ田、籠田、代社宮司、小田井清水、堂林、和田、中原、小坂平、鳴石、塚田、古屋敷、大芝原及び平山並びに大字羽尾字鍛冶田、二子塚、在家、下吉野、中吉野、浦吉野、上中吉野、日向吉野、山浦、西三島平、表吉野、宮浦、部屋田、宮上、中三島平、上三島平、大三島平、三島、下坪之内、上坪之内、下幅田、幅田、東幅田、円光房、下前田、上前田、鑪口、二反田、石合、中野房、砂田、御政所、四ツ目、東福所、西歩行山、東歩行山、田中沖、歩行山、中和、西中和、芝作、金井坡、柿ノ木田、塚穴、西大滝、大滝、東畑、西湯ノ窪、湯ノ久保、壺番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、仙ヶ原及び本大滝並びに大字須坂字芹田、越牧、三島家下、土井上、三島、中島、土腐端、本郷家下及び本郷並びに大字若宮字下旧川、中旧川、上旧川、大谷、勝山、下中島、上中島、杭土、西芝原、西山、当正、中村、中河原、東沢、東芝原、横割統及び東山を加え、大字寂詩字屋敷前及び野杭並びに大字鑄物師屋字向柳原及び舟山並びに大字中字村西及び中村並びに大字新田字並柳、見崎、長土部、村前、宮前、西上川原及び堰口並びに大字栗佐字字新田及び昭和開田並びに大字屋代字返町、中島、加納房、道合、上河原及び毛勝並びに大字雨宮字起返中ノ割、町浦及び北野並びに大字稲荷山字元町及び上一里山並びに大字桑原字小坂東、五反田、石仏、駒清水、後安及び楮田並びに大字八幡字水別、中道、北滑石、滑石、薬師堂、松ノ木、枅鼻、北堀、森下、寺裏、小栗塚、新宿、社地、向島、下川原、東川原及び向川原並びに大字内川字街道東、街道西、東久保、押堀、堀田久保、内川、西久保及び道場川原並びに大字小舟山字東川除、村裏及び船山並びに大字千本柳字北川原並びに大字上徳間字町尻、古屋敷及び中河原並びに大字戸倉字清水尻、鎮守、上仲町、川窪及び大明神並びに大字磯部字河原田、赤田、流屋敷、猪ノ島及び御宝殿並びに大字若宮字樋下統、樋下、中田、山岸、大西統、前山、黒彦、中黒彦、上黒彦、柳田及び水吐並びに上山田温泉一丁目並びに上山田温泉二丁目並びに上山田温泉三丁目並びに上山田温泉四丁目並びに大字上山田字羽場、神戸、高河原、東組、薬師堂、三本木及び前河原並びに大字新山字清水地内において事業地を変更する。

水環境課生活排水対策室

長野県告示第639号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、次の者をふ化業者に登録しました。

平成16年12月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 登録番号
16松本第1号
- 2 登録年月日
平成16年11月10日
- 3 登録の有効期限
平成19年11月10日
- 4 住所及び氏名又は名称
松本市桐1丁目2番35号

株式会社 小松種鶏場

代表取締役社長 小松伸好

5 ふ化場の住所地及び名称

松本市桐1丁目2番35号

株式会社 小松種鶏場

畜産課

長野県告示第640号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年12月6日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡高森町山吹6955の4（次の図に示す部分に限る。）、売木村419の567から419の572まで、木曾郡木曾福島町新開3908の3、3908の4、3916の1、3917の3、3918の3、3919、3920の1、3921の1、3921の3、3922の1、3923の3、3924の1、3925の1、3926、3927の1、3935、王滝村1488、4817の5、4944の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

売木村419の567から419の569まで・王滝村4944の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

飯田市上飯田7327の1、7342、八幡町1403の4、松尾代田1403の5、1403の6、1403の11、1403の19、1403の20、1403の48、1403の63、下伊那郡高森町大島山56の1、阿智村智里3759の20から3759の24まで、3759の26から3759の28まで、3759の30、3874の12、3874の17、3875の1、3875の10、3876の12、3878の7、3878の8、3879の1、3882の4、平谷村737の597・737の606（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、木曾郡南木曾町読書498の37、498の40、532の1、544、545、546の2、547のイ、547のロ、木祖村大字菅273の109、275、大字小木曾1084の1、1085の4、王滝村4820の1、大桑村大字殿1947の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大島山56の1、智里3759の20から3759の24まで、3759の

26から3759の28まで、3759の30、3874の12、3874の17、3875の1、3875の10、3876の12、3878の7、3878の8、3879の1、3882の4、平谷村737の597・737の606・大字小木曾1084の1・1085の4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、王滝村4820の1、大字殿1947の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに飯田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第641号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県白田建設事務所において縦覧に供します。

平成16年12月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 河川の名称

信濃川水系 一級河川 相木川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成16年12月6日

3 廃川敷地等の位置

南佐久郡小海町大字小海下向平1002番3並びに字東川原941番3及び940番3

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 783.39平方メートル

5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第642号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成16年12月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 土砂災害警戒区域の名称

通沢、一本木沢、馬捨沢、豆久保、沢尻沢、西東原沢、滝の入、一の倉沢、峰方沢、本村沢、花の沢、ハジカミ沢、蕨平沢、大沢、菅の沢、北堀之内沢、白崩沢、田頭沢、海道沢、白沢、栃ノ木沢、南谷地沢、日影沢、大左右沢、南日影沢、どうろく東沢、どうろく西沢、東日影沢、神城沢、中原、北子安沢、東子安沢、北内山沢、内山沢、太郎沢、南太郎沢、大平沢、大平南沢、長見山沢、長見山沢北、鳴沢、屋城沢、びやくぼ沢、滝沢川、城の入沢、オオバ様沢、北山沢、月夜沢、犬川、タクガ沢、南沢、北ノ沢、矢崎山沢、境沢、北境沢、黒豆沢、春木沢、みそら野沢、かじか沢、清水沢、中畔沢、大榎川、咲花沢、北股入沢、伝平沢、西山沢、西山沢北、岩岳沢南、岩岳沢、岩岳山沢、岩岳山沢北、赤沢南、赤沢、西通下沢、西通上沢、夏出沢、一の沢、清水沢川南及び清水沢川

2 指定の区域

北安曇郡白馬村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県姫川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課